



JSG ニュースレター

<Tax-3>

営利事業の基本所得額にかかる 加算項目の改正を予告

中小企業発展条例に基づく従業員の新規雇用及び給与増額に係る支払給与の割増控除額は、2024年1月1日から基本所得額に加算

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

財政部は2024年11月21日付で[台财税字第11304659560号通達](#)を公表し、中小企業発展条例第35条の2第一項および第二項の改訂に対応した、営利事業の基本所得額における加算項目の改正の予告を行いました。

2024年8月の中小企業発展条例の改正により、中小企業が24歳以下または65歳以上の台湾籍従業員を新規雇用して給与支給額が増加した場合、または台湾籍従業員の給与を引き上げた場合、支払給与の控除割増が認められていますが、今般の改正予告により、当該控除割増額は、2024年1月1日から営利事業の基本所得額に加算することとなりました。

* 中小企業とは、中小企業発展条例第2条及び中小企業認定標準第2条に基づき、「法に依り、会社、リミテッド・パートナーシップ、又は商業登記を行っている、払込資本金額が新台幣ドル1億元以下、または経常的に雇用する従業員が200人に満たない事業」を指します。

勤業衆信の見解

従業員の新規雇用または給与支給総額引上げに係る割増控除の租税優遇措置を適用する中小企業は、所得基本税額の計算にご留意ください。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報のみを掲載するものです。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびデロイトネットワークは、本資料によりいかなる人に対しても専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、各メンバーファーム、関係法人、職員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任または明示的および暗示的保証を負わないものとします。DTTL およびその各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2024 勤業衆信版權所有 保留一切權利